

○四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成19年3月30日

上下水道局告示第17号

改正 平成24年2月28日上下水道局告示第5号

平成25年3月26日上下水道局告示第12号

平成28年2月23日上下水道局告示第11号

平成31年2月18日上下水道局告示第9号

平成31年3月29日上下水道局告示第16号

令和3年3月30日上下水道局告示第22号

令和4年3月31日上下水道局告示第12号

令和5年3月27日上下水道局告示第18号

令和7年3月31日上下水道局告示第13号

(目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽の設置に対し、補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって生活排水によって生じる公共用水域の水質汚濁及びこれに伴う生活環境の悪化を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。ただし、10人以下の浄化槽にあつては、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。
- (2) 高度処理型浄化槽 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽又はBOD除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 窒素又は磷除去型 放流水の総窒素濃度が20mg/L以下又は総磷濃度が1mg/L以下の機能を有するもの
 - (イ) BOD除去型 BOD除去率97%以上かつ放流水のBOD5mg/L（日間平均値）

以下の機能を有するもの

- (3) 単独処理浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽
- (4) 補助事業 本要綱に基づいて補助を受けようとする合併処理浄化槽設置事業をいう。
- (5) 専用住宅等 自己の居住の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供し、非住宅部分の床面積が50m²以下の建物をいう。
- (6) 集会所等 地域住民の福祉向上及びコミュニティ活動の推進を図るため、自治会が管理する施設、及び学童保育所

（一部改正〔平成24年上下水道局告示5号・25年12号・28年11号〕）
（補助対象区域）

第3条 補助対象区域は、次に掲げる四日市市内とする。

- (1) 以下の区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の区域
 - (ア) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の2第3第1項の事業計画に定められた区域
 - (イ) 既に団地集中処理浄化槽が設置されている区域
 - (ウ) 農業集落排水事業区域（同事業実施採択申請書又は同事業を実施したい旨の申請が三重県知事に提出された地区を含む。）
 - (エ) コミュニティ・プラント処理区域
- (2) 下水道の整備が当面の間見込まれない下水道事業計画区域（以下「7年区域」という。）
- (3) 四日市市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した区域
（追加〔平成25年上下水道局告示12号〕、一部改正〔平成28年上下水道局告示11号〕）

（補助対象浄化槽）

第4条 補助対象となる浄化槽は、次に掲げる建築物の高度処理型浄化槽（以下「補助対象浄化槽」という。）とする。

- (1) 処理対象人員が50人以下の専用住宅等
- (2) 処理対象人員が10人以下の集会所等
（追加〔平成25年上下水道局告示12号〕）

（交付の対象）

第5条 管理者は、次に掲げる者に対し、新築補助金を予算の範囲内において交付す

る。

- (1) 補助対象区域において新築及び改築、増築等に伴い、補助対象浄化槽を設置しようとする者
- (2) 補助対象区域において既存建築物の合併処理浄化槽を補助対象浄化槽へ更新しようとする者
- (3) 管理者が特に交付の必要があると認めた場合

2 管理者は、次に掲げる者に対し、転換補助金を予算の範囲内において交付する。

- (1) 補助対象区域において既存建築物の単独処理浄化槽又は汲み取り式便所を廃止し、補助対象浄化槽を設置（同一敷地内の建築物から発生する生活排水のすべてが処理されるものに限る。）しようとする者
- (2) 管理者が特に交付の必要があると認めた場合

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、管理者が特に交付の必要があると認めた場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、補助対象浄化槽を設置する者
- (2) 販売の目的で補助対象浄化槽付建築物を新築し又は改築する者（以下「建築者」という。）。ただし、当該建築物を居住する目的で購入した者（以下「購入者」という。）が、建物の登記をする前に交付申請をする場合はこの限りでない。
- (3) 建築物を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 第1項第2号のうち、過去に本補助金交付の対象となった合併処理浄化槽を、耐用年数の期間を満たさずに新たな合併処理浄化槽へ更新しようとする者
- (5) 補助対象浄化槽の設置を伴う事業に対し、他の公的補助金の交付を受ける者（一部改正〔平成24年上下水道局告示5号・25年12号・28年11号・令和3年22号・5年18号〕）

（補助金額）

第6条 前条第1項及び第2項の補助金の額は、それぞれ別表第1及び別表第2の額を限度とする。

2 前条第2項の規定による転換に対しては、別表第3の額を限度として加算する。

3 前条第2項の補助金の交付を受けようとする者（以下この条において「第2項申請者」という。）のうち、申請時において第2項申請者及び第2項申請者と同居している者全員（以下この条において「第2項申請者等」という。）が65歳以上で

あること及び第2項申請者等の市民税が非課税である旨（申請が4月から5月までに行われる場合にあつてはその前年度において市民税が非課税であった旨）の申告があつたものの補助金の額は、第1項及び第2項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額を限度とする。この場合において、その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（一部改正〔平成24年上下水道局告示5号・25年12号・令和3年22号〕）

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工までに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 建築確認通知書及び浄化槽調書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の地図、平面図、配置図、放流経路図及び型式適合認定書
- (3) 建築物を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 工事請負契約書の写し（契約不適合責任について明記したもの。購入者の場合を除く。）
- (5) 環境省指針に適合していることを証明する書類（登録を受けた浄化槽に係る登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (6) 公共下水道接続確約書（第7号様式）（以下「接続確約書」という）（7年区域に限る。）
- (7) 浄化槽法定検査受付書の写し
- (8) 浄化槽法第11条に規定する定期検査受検に関する誓約書
- (9) 住民票（前条第3項の申告をしない者が閲覧同意書を提出した場合を除く。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 建築者は、補助対象浄化槽の設置補助について、工事着工までに浄化槽の設置補助に係る事前協議書（第2号様式。以下「協議書」という。）に、前項第1号から第5号まで及び第7号に規定する書類を添付して管理者に提出し、協議しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により補助金交付の対象になると認めるときは、建築者に対し、浄化槽の設置補助に係る回答書（第3号様式）により回答するものとする。ただし、回答日以前に既に所有権がないもの並びに回答日以降において補助対象浄化槽の基準が変更し、適合しなくなった場合及び回答日から3年を経過した場合は

補助金交付の対象とはならない。

- 4 建築者は、協議書の内容を変更する場合又は補助事業を延期若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 管理者は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、その変更を承認したときは、補助事業変更決定通知書（第4号様式の2）により補助対象者に通知するものとする。
- 6 建築者は、浄化槽設置工事完了後速やかに工事完成報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。
 - (1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - (2) 基礎工事の状況を示す写真
 - (3) 据付工事の状況を示す写真
 - (4) かさ上げの状況を示す写真
 - (5) 浄化槽の型式が確認できる写真
 - (6) 完成写真
 - (7) 転換の場合、浄化槽の配管を示す写真
 - (8) チェックリスト（第6号様式）
- 7 購入者は、速やかに申請書に接続確約書（7年区域に限る。）及び売買契約書の写しを添付して、管理者に提出しなければならない。
- 8 7年区域に補助対象浄化槽の設置をしようとする者又は建築物の購入者は、四日市市公共下水道条例施行規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第2号）第13条の規定により排水設備の設置に関して接続確約書を提出しなければならない。
- 9 第5条第2項の規定による転換補助金を受けようとする者は、合併処理浄化槽設置整備事業転換補助金適用申請書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を第1項に規定する申請書に添付しなければならない。
 - (1) 既存建築物の単独処理浄化槽を補助対象浄化槽に転換しようする場合には、過去一年以内の点検維持管理表の写し及び単独処理浄化槽の設置位置を示す図面
 - (2) 既存建築物のくみ取り式便所を廃止し、補助対象浄化槽を設置しようとする場合には、過去1年以内のし尿くみ取り実施済証又は料金領収書のいずれかの写し
 - (3) 同一敷地内の全建築物の間取りと生活排水に係る配管状況を示す図面
- 10 第5条第2項の規定による転換補助金を受けようとする者のうち、第6条第3項の規定の適用を受けようとするものは、第1項各号に規定する書類に加え、次の

各号に掲げる書類を申請書に添付しなければならない。

- (1) 申請者及び申請者と同居している者全員の住民票
- (2) 申請者及び申請者と同居している者全員の所得課税証明書
- (3) 調査同意書（第8号様式の2）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

（一部改正〔平成24年上下水道局告示5号・25年12号・28年11号・31年16号・令和3年22号・5年18号〕）

（交付の決定及び通知書類）

第8条 管理者は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定する。

2 管理者は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（第9号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（第10号様式）によりそれぞれ通知する。

（一部改正〔平成25年上下水道局告示12号〕）

（変更承認申請書等）

第9条 補助対象者は、申請書の内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書（第11号様式）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、その変更を承認したときは、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業変更決定通知書（第11号様式の2）により補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

（一部改正〔平成25年上下水道局告示12号・令和3年22号〕）

（実績報告）

第10条 補助対象浄化槽を設置する補助対象者は、浄化槽の設置工事完了後、速やかに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）第12号様式の1に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 第7条第6項第1号から第8号に規定する書類

- (2) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し及び浄化槽清掃業者との維持管理業依頼書
 - (3) くみ取り式便所又は単独処理浄化槽の廃止工事の状況を示す写真（転換補助金申請の場合に限る。）
 - (4) 四日市市浄化槽法施行規程第7条に規定する浄化槽廃止届出書（既存の単独処理浄化槽を廃止した場合に限る。）
 - (5) 住民票（交付申請時に閲覧同意書を提出した場合を除く）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
- 2 補助対象者となった購入者は、建物の登記が完了したら速やかに実績報告書（第12号様式の2（建売住宅の場合））に次の各号に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する書類
- (2) 所有権移転後の建物の登記全部事項証明書
- (3) 住民票（交付申請時に閲覧同意書を提出した場合を除く）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

（一部改正〔平成25年上下水道局告示12号・28年11号・31年16号・令和3年22号〕）

（交付額の確定）

第11条 管理者は、実績報告書の提出があったときは実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（第13号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により、速やかに補助対象者に通知する。

（一部改正〔平成25年上下水道局告示12号〕）

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による交付額確定通知書を受けた者は、第8条第2項の規定による交付決定書を受けた日に属する年度の末日までに、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（第14号様式）により、速やかに管理者に補助金の交付を請求する。

2 管理者は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

（一部改正〔平成25年上下水道局告示12号・令和3年22号〕）

（補助金交付の取消し）

第13条 管理者は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には補助金の交付の決定又は交付額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を偽りその他不正の手段により受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(一部改正〔平成25年上下水道局告示12号〕)

(補助金の返還)

第14条 管理者は、補助金の交付の決定又は交付額の確定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(一部改正〔平成25年上下水道局告示12号〕)

(補助金の評価)

第15条 管理者は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 管理者は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(追加〔平成25年上下水道局告示12号〕)

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）の定めるところによる。

(一部改正〔平成25年上下水道局告示12号〕)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(一部改正〔平成25年上下水道局告示12号〕)

(有効期限)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(追加〔平成25年上下水道局告示12号〕、一部改正〔平成28年上下水道局告示11号・31年9号・令和4年12号〕)

附 則（平成24年2月28日上下水道局告示第5号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日上下水道局告示第 12 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 23 日上下水道局告示第 11 号）

この要綱は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 18 日上下水道局告示第 9 号）

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日上下水道局告示第 16 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日上下水道局告示第 22 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日上下水道局告示第 12 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日上下水道局告示第 18 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日上下水道局告示第 13 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

（一部改正〔平成 25 年上下水道局告示 12 号・令和 3 年 22 号・5 年 18 号〕）

1) 人槽区分	2) 補助金額
5 人槽	180,000 円
6 人槽～7 人槽	231,000 円
8 人槽～50 人槽	292,000 円

別表第 2（第 6 条関係）

（一部改正〔平成 25 年上下水道局告示 12 号・令和 3 年 22 号・5 年 18 号〕）

1) 人槽区分	2) 補助金額
5 人槽	360,000 円
6 人槽～7 人槽	462,000 円
8 人槽～50 人槽	585,000 円

別表第 3（第 6 条関係）

(全部改正〔平成25年上下水道局告示12号〕、一部改正〔令和5年上下水道局告示18号〕)

1) 人槽区分	2) 補助金額
5人槽～50人槽	180,000円

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所 _____

建築者

氏 名 _____ 印

(TEL) ()-()-()

浄化槽の設置補助に係る事前協議書

販売を目的として合併処理浄化槽付建築物を建築したいので、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり設置補助について協議します。

1 設置場所の地名地番	四日市市
2 浄化槽の型式	名称 認定番号
3 設置浄化槽の人槽	人 槽
4 協議対象地区の区別	<input type="checkbox"/> 事業計画区域外 <input type="checkbox"/> 7年区域
5 建築物の用途	1 一般住宅 2 店舗等併用住宅
6 着工予定年月日	年 月 日
7 工事完了予定年月日	年 月 日
8 分 譲 予 定 年 月	年 月頃
9 放 流 先	1 河川 2 道路側溝 3 その他 ()

《 建築者の記載に当たっては、建築者の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

浄化槽の設置補助に係る回答書

年 月 日付けで協議のあった販売を目的とした合併処理浄化槽付建築物に係る合併処理浄化槽の設置補助について、補助金交付の対象と認め、下記のとおり回答します。

記

- 1 設置場所の地名地番
- 2 浄化槽の形式
- 3 浄化槽の人槽
- 4 設置補助の条件
 - (1) 建築者は、年 月 日までに設置工事を完了すること。
 - (2) 承認事項
建築者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ管理者の承認を受けること。
 - (ア) 協議内容を変更しようとするとき。
 - (イ) 工事が予定の期間内に完了しないとき。
 - (ウ) 工事を廃止しようとするとき。
 - (3) 指示事項
(2)の報告に基づき管理者が必要な指示を与えたときは、速やかにその指示に従うこと。
 - (4) 状況報告
建築者は、工事の逐行の状況に関し、管理者から要求を受けたときは、書面により直ちに管理者に報告すること。
 - (5) 完了報告
建築者は、浄化槽設置工事完了後、速やかに完成報告書（第5号様式）を提出すること。
 - (6) 補助申請
建築者は、購入者に対して売買契約完了後速やかに管理者に補助申請を行うよう周知すること。ただし、要綱第2条に規定する合併処理浄化槽の基準が変更し、適合しなくなった場合には、補助金交付の対象とはならない。また、回答日から3年を経過した場合は補助金交付の対象とはならない。
 - (7) その他
補助金は要綱第5条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において交付する。また、補助金額は補助申請時の要綱の規定に基づき交付する。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所 _____

建築者

氏 名 _____ 印

(TEL) ()-()-()

補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号-2で回答を受けた合併処理浄化槽設置整備事業について、補助事業の協議内容を下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

(内 容)

- 1 協 議 内 容 の 変 更
- 2 補 助 事 業 の 延 期
- 3 補 助 事 業 の 廃 止

(理 由)

《建築者の記載に当たっては、建築者の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第4号様式の2（第7条関係）

第 号-4

住 所
氏 名

補助事業変更決定通知

年 月 日付けで変更承認申請のあった四日市市合併処理浄化槽設置整備事業の協議内容について、下記の通り変更を承認しましたので通知します。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

印

記

（ 内 容 ）

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所 _____

建築者

氏 名 _____ 印

工 事 完 成 報 告 書

年 月 日付け 第 号-2で設置補助についての回答を受けた合併処理浄化槽設置工事が完了したので、下記のとおり報告します。

記

工事完了年月日 年 月 日

[添付書類]

1. 浄化槽設置工事の状況

- (1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
- (2) 基礎工事の状況を示す写真
- (3) 据付工事の状況を示す写真
- (4) かさ上げの状況を示す写真
- (5) 浄化槽の型式が確認できる写真
- (6) 完成写真
- (7) 転換の場合、浄化槽の配管を示す写真

2. 設置工事現場の確認を証する書類（チェックリスト）

《建築者の記載に当たっては、建築者の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第6号様式（第7条関係）

（別表）チェックリスト

検査項目	チェックのポイント	欄
1. 流入管、放流管等の勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差は適切か、逆流しないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点や一定間隔毎の弁設置は適切か。	
5. 各種配管等の状況	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。転換の場合、浄化槽の配管を示す写真	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行えるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺状況	保守点検、清掃が困難な場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃が支障となるものがおかれていないか	
	コンクリートスラブが打たれているか。 スラブコンクリートに配筋がされているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	ろ材又は接触材等に変形や破損はないか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置、汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒装置の変形、破損、固定の状況	消毒装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備（流入ポンプ、放流ポンプ等）の設置、稼働状況	ポンプまずに変形や破損はないか。	
	ポンプまずに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
14. ブローターの設置、稼働状況	ポンプ、配管等がレベルスイッチの稼働を妨げないか。	
	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
上記のとおり確認したことを証します。 年 月 日		
浄化槽設備士氏名		印
(浄化槽設備士免状の番号又は修了番号：)		

《浄化槽設備士の記載に当たっては、設備士の署名又は記名押印をすること》

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(TEL) ()-()-()

公共下水道接続確約書

私は、このたび下水道事業計画区域内において四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受け、小型合併処理浄化槽を設置するにあたり、公共下水道が供用開始になった時は、当該浄化槽を廃止し遅滞なく接続することを確約します。

なお、接続までに家屋の所有権を移転した場合には、この確約を次の所有者に必ず引き継ぎます。

《氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印をすること》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第 8 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

合併処理浄化槽設置整備事業転換補助金適用申請書

四日市市上下水道事業管理者

この度、私は、

- 既存建築物の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する
 既存建築物の汲み取り式便所を合併処理浄化槽に転換する

ため、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業交付要綱第 7 条第 8 項の適用を受けたく、この証明となるものを添付して申請します。

住所

氏名

印

〔既存単独処理浄化槽の廃止処分方法〕

- 撤去破砕処分する（実績報告時に工事過程写真及び浄化槽廃止届出書添付必要）
 現状地で砂入れ埋設処分する（実績報告時に工事過程写真及び浄化槽廃止届出書添付必要）
 雨水貯留槽として再利用する（実績報告時に工事過程写真及び浄化槽廃止届出書添付必要）
注）移設して浄化槽として再利用する場合は加算適用されません

廃止工事業者（所在地 _____ 会社名 _____）

証明となる書類の貼り付け欄（別紙添付可） <input type="radio"/> いずれの場合も同一敷地内の全建築物の間取りと生活排水に係る配管を示す図面 <input type="radio"/> 既存建築物の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換しようとする場合には、過去一年以内の点検維持管理表の写し及び既存の単独処理浄化槽の設置位置を示す図面 <input type="radio"/> 既存建築物の汲み取り式便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする場合には、過去 1 年以内のし尿汲み取り実施済証又は料金領収書のいずれかの写し

私は、管理者が住民票の閲覧をすることに同意します。

氏名 _____

印 _____

注意：本申請書は交付申請書（第 1 号様式）に添付しないと適用されません。
実績報告時に汲み取り式便所又は単独処理浄化槽の廃止工事過程写真の添付が必要です。

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること》
※団体の場合は、当該団体の代表者の署名又は記名押印

第8号様式の2（第7条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

調 査 同 意 書

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付第6条に規定する補助金限度額の増額の適用を受けたく、下記の要件の調査を行うことについて同意します。

記

1. 申請者及び申請者と同居している全ての構成員が65歳以上であることを証明するため、管理者が同居している全ての構成員の住民票の構成員状況を閲覧すること
2. 申請者及び申請者と同居している者全員の市民税が非課税であることを証明するため、管理者が所得課税状況を閲覧すること

住所

氏名

印

印

印

印

印

《氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印をすること》

住 所 _____

氏 名 _____

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者 印

記

1 交付金額 金 _____ 円

2 交付条件等

(1) 補助対象者は、年 月 日までに実績報告書を提出しなければならない。

(2) 承認事項

補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

(ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

(ウ) 補助事業を廃止しようとするとき。

(3) 指示事項

(2)の申請に基づき管理者が必要な指示を与えたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(4) 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、管理者の要求があったときには、書面により、直ちに管理者に報告しなければならない。

(5) 補助金の交付等

(ア) 補助対象者は、確定通知を受けた後、速やかに補助金の交付請求をしなければならない。

(イ) 補助金は、補助対象者の預金口座へ、速やかに確定金額を全額振込むものとする。

(6) 法定検査

補助金の交付を受けたものは、浄化槽法第7条及び第11条の規定による法定検査を受けなければならない。

(7) 公共下水道接続確約書

下水道事業計画区域に合併処理浄化槽を設置する者又は購入者は、公共下水道の併用開始がなされたときは、当該確約に基づき遅滞なく切り替えを行うこと。なお、同確約を遵守しない場合は、補助金を返還すること。

第10号様式（第8条関係）

第 号-2

住 所 _____

氏 名 _____

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

印

記

(理 由)

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所 _____

補助対象者

氏 名 _____ 印

(TEL) ()-()-()

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号-2 で補助金交付決定を受けた四日市市合併
処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認され
たく申請します。

記

(内 容)

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理 由)

《建築者の記載に当たっては、建築者の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第 1 1 号様式の 2 (第 9 条関係)

第 号- 4

住 所
氏 名

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業変更決定通知

年 月 日付けで変更承認申請のあった四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記の通り変更を承認しましたので通知します。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

印

記

(内 容)

第12号様式の1（第10条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

補助対象者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____
(TEL) ()-()-()

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号-2で交付決定の通知を受けた四日市市合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

また、当該浄化槽については、浄化槽法第7条及び第11条の規定により、法定検査を受けます。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日

[添付書類]

- 1 浄化槽設置工事の状況を示す写真
 - (1) 浄化槽設置整備士が実地に監督していることを証する写真
 - (2) 基礎工事の状況を示す写真
 - (3) 据付工事の状況を示す写真
 - (4) かさ上げの状況を示す写真
 - (5) 浄化槽の型式が確認できる写真
 - (6) 完成写真
 - (7) 転換の場合、浄化槽の配管を示す写真
- 2 設置工事現場の確認を証する書類（チェックリスト）
- 3 浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し
及び浄化槽清掃業者との維持管理業務依頼書（市町村用）
- 4 債権者登録申出兼口座振込申出書
- 5 住民票（交付申請時に閲覧同意書を提出した場合を除く。）

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第12号様式の2（第10条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

補助対象者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
(TEL) ()-()-()

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号-2で交付決定の通知を受けた四日市市合併
処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

また、当該浄化槽については、浄化槽法第7条及び第11条の規定により、法定検査を受け
ます。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日

[添付書類]

- 1 登記全部事項証明（建物）
- 2 浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し
及び浄化槽清掃業者との維持管理業務依頼書（市町村用）
- 3 債権者登録申出兼口座振込申出書
- 4 住民票（閲覧同意書可）

《補助対象者の記載に当たっては、補助対象者の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第13号様式（第11条関係）

第 号

住 所 _____
氏 名 _____
(TEL)

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で報告のあった四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

印

記

金 円

第 1 4 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

補助対象者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
(TEL) ()-()-()

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で額の確定のあった四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第1号様式（第7条関係）

（全部改正〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第2号様式（第7条関係）

（全部改正〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第3号様式（第7条関係）

（全部改正〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第4号様式（第7条関係）

（全部改正〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第4号様式の2（第7条関係）

（追加〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第5号様式（第7条関係）

（全部改正〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第6号様式（第7条関係）

（全部改正〔令和5年上下水道局告示18号〕）

第7号様式（第7条関係）

（全部改正〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第8号様式（第7条関係）

（全部改正〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第8号様式の2（第7条関係）

（追加〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第9号様式（第8条関係）

（追加〔平成25年上下水道局告示12号〕）

第10号様式（第8条関係）

（追加〔平成25年上下水道局告示12号〕）

第11号様式（第9条関係）

（全部改正〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第11号様式の2（第9条関係）

（追加〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第12号様式の1（第10条関係）

（全部改正〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第12号様式の2（第10条関係）

（全部改正〔令和3年上下水道局告示22号〕）

第 1 3 号様式（第 1 1 条関係）

（全部改正〔令和 5 年上下水道局告示 1 8 号〕）

第 1 4 号様式（第 1 2 条関係）

（全部改正〔令和 3 年上下水道局告示 2 2 号〕）